# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 9 | 地方税等の収納及び滞納管理に関する事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久慈市は、地方税等の収納及び滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| 特記事項 | |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

岩手県久慈市長

## 公表日

令和7年7月23日

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 地方税等の収納及び滞納管理に関する事務 |
| ②事務の概要 | 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険、介護保険料等に係る収納管理、督促、口座振替、還付、納税(納付)額証明、滞納整理、納税貯蓄組合事務等に関する事務や情報管理、統計出力等を行うものであり、特定個人情報ファイルは、これらの事務に使用している。 |
| ③システムの名称 | ①収納管理システム<br>②滞納管理システム<br>③団体内統合宛名システム<br>④中間サーバー |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| ①収納情報ファイル<br>②滞納情報ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)<br>・第9条(利用範囲)<br>＜別表(第九条関係)における利用範囲の根拠＞<br>上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、24, 44, 85, 100の項 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表<br><br>＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠＞<br>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、48、69、71、117、132の項 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 総務部　収納課 |
| ②所属長の役職名 | 収納課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 久慈市総務部総務課行政文書係　〒028-8030　久慈市川崎町1番1号　電話0194-52-2111 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 久慈市総務部収納課管理係　〒028-8030　久慈市川崎町1番1号　電話0194-52-2111 |

| 9. 規則第9条第2項の適用 | [　　]適用した |
|---|---|
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [　1万人以上10万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年6月20日 時点 | |

| 2. 取扱者数 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [　500人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年6月20日 時点 | |

| 3. 重大事故 | | |
|---|---|---|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

## Ⅳ　リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | |
|---|---|
| [　基礎項目評価書　] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | |

| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| | | |
|---|---|---|
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | [　]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | [　]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | [　]接続しない（入手） | [　]接続しない（提供） |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **7. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **8. 人手を介在させる作業** | | [　]人手を介在させる作業はない |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | システムへのアクセス権限は、パスワードと静脈認証によって限定されている。また、個人情報の取扱い時に手作業が介在する場合は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　　［　　］ 内部監査　　［　　］ 外部監査 |

| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | ［　　十分に行っている　　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する |
|---|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］<br><br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | ［　　十分である　　］<br><br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 毎年、eラーニングによる研修を取扱者全員が受講している。 |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年7月29日 | Ⅰ．５．①部署 | 総務部　収納対策課 | 総務部　収納課 | 事後 | |
| 令和4年7月29日 | Ⅰ．５．②所属長の役職名 | 収納対策課長 | 収納課長 | 事後 | |
| 令和4年7月29日 | Ⅰ．８．連絡先 | 久慈市総務部収納対策課管理係 | 久慈市収納課管理係 | 事後 | |
| 令和4年7月29日 | Ⅱ．１．いつ時点の計数か | 令和3年7月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年7月29日 | Ⅱ．２．いつ時点の計数か | 令和3年7月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年7月3日 | Ⅱ．１．いつ時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年7月3日時点 | 事後 | |
| 令和5年7月3日 | Ⅱ．２．いつ時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年7月3日時点 | 事後 | |
| 令和6年6月27日 | Ⅱ．１．いつ時点の計数か | 令和5年7月3日時点 | 令和6年6月27日時点 | 事後 | |
| 令和6年6月27日 | Ⅱ．２．いつ時点の計数か | 令和5年7月3日時点 | 令和6年6月27日時点 | 事後 | |
| 令和7年6月20日 | Ⅱ．１．いつ時点の計数か | 令和6年6月27日時点 | 令和7年6月20日時点 | 事後 | |
| 令和7年6月20日 | Ⅱ．２．いつ時点の計数か | 令和6年6月27日時点 | 令和7年6月20日時点 | 事後 | |
| 令和7年6月20日 | Ⅳ　リスク対策 | | 新様式に変更に伴い、８欄と１１欄に追記 | 事後 | |